## 6月1日から引越運送業の契約ルールが変わります!

昨今、ウェブでの一括見積りサービスや、単身引越の増加など、消費者のニーズや提供サービスが多様化していること、またそれに伴いドライバー不足などが深刻化していることを踏まえ、引越約款が改正されました。1月31日に公布され、6月1日に施行の予定です。

改正の概要と、「標準引越運送約款」のポイントをご紹介します。

## 1. 標準引越約款の改正の概要

①適用範囲が拡大されます

単身引越の増加に伴うニーズに対応し、積合わせ運送による引越についても見積りを行うなど、通常の1台貸切による引越運送と同様に適用されます。

- ②見積書記載内容の確認日及び解約・延期手数料率が変わります(下表)
- ≪見積書の内容の確認日≫

改正前	改正後
見積書に記載した荷物の受取日の	見積書に記載した荷物の受取日の
「2日前」まで	「3日前」まで

## ≪解約•延期手数料≫

	改正前	改正後
当 日	運賃の20%以内	運賃及び料金の50%以内
前日	運賃の10%以内	運賃及び料金の30%以内
前々日		運賃及び料金の20%以内

## 2.「標準引越運送約款」のポイント

- ①約款は一般家庭の引越に適用され、見積り時に提示が義務付けられていま す(事業所の移転については原則として適用されません)
- ②見積もりは無料です(ただし、事前にお客様の了解を得た場合には下見費 用がかかる場合があります)。作業内容や料金、解約・遅延の手数料を必ず 確認しましょう
- ③事業者は荷物引き受け日の3日前(改正後)までに契約内容を確認する義務があります。変更がある場合はその日までに連絡しましょう
- ④現金や貴重品、ペットやピアノ、美術品などは引き受けできない場合があります(事前に申告が必要です)
- ⑤破損や紛失があった場合は引き渡し終了から3カ月以内に通知しましょう (3カ月経過後は事業者の責任が消滅します)